



# 三重県公報

令和3年10月5日 (火)

第 249 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
<b>告 示</b>			
614	令和3年度自衛官候補生の募集期間、採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称その他必要な事項	(市町行財政課)	2
615	区域内特定養殖業者の同意が要件に適合している旨	(水産振興課)	3
<b>公 安 委 告 示</b>			
59	特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部変更	(公安委員会)	3
<b>公 告</b>			
	土地改良事業計画の変更認可	(農地調整課)	3
	土地改良事業計画の変更及びその関係書類の縦覧	(同)	3
	公共測量を実施する旨の通知	(公共用地課)	4
	同件	(同)	4
	同件	(同)	4
	開発行為に関する工事の完了	(建築開発課)	5
<b>特 定 調 達 公 告</b>			
	随意契約の相手方を決定した旨	(入院・療養調整プロジェクトチーム)	5
	落札者を決定した旨	(農産物安全・流通課)	5

告 示
-----

## 三重県告示第 614 号

自衛隊法施行令（昭和 29 年政令第 179 号）第 114 条及び第 117 条第 1 項の規定（同令第 118 条においてその例によることとされている場合を含む。）により、自衛官候補生の募集期間、採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称その他必要な事項を次のとおり告示します。

令和 3 年 10 月 5 日

三重県知事 一 見 勝 之

## 1 募集区分

募集種目		試験種目
自衛官候補生	男女	筆記試験（国語、数学、地理歴史及び公民、作文）、口述試験、適性検査及び身体検査

## 2 募集期間、試験期日及び採用時期

募集種目	募集期間	試験期日	採用時期
自衛官候補生	男女 令和 3 年 10 月 11 日（月）まで	令和 3 年 10 月 17 日（日）	令和 4 年 3 月下旬から同年 4 月上旬まで *上記の他に設定する場合があります。

## 3 応募資格

日本国籍を有し、採用予定月の 1 日現在で 18 歳以上 33 歳未満の男女（32 歳の者にあつては、採用予定月の 1 日から起算して 3 月に達する日の翌月の末日現在、33 歳に達していない者に限る。）。ただし、次に該当する者を除く。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- (3) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

## 4 試験場の名称及び住所

募集種目	試験場の名称	試験場の住所
自衛官候補生	男女 陸上自衛隊久居駐屯地	津市久居新町 975

## 5 志願受付場所の名称及び住所

## (1) 次表に掲げる場所

志願受付場所の名称	志願受付場所の住所
自衛隊三重地方協力本部 電話 059-225-0531	津市桜橋 1 丁目 91
自衛隊三重地方協力本部 四日市地域事務所 電話 059-351-1723	四日市市鶴の森 1 丁目 14-11 阿部ビル 2 階
自衛隊三重地方協力本部 津募集案内所 電話 059-224-4324	津市丸之内 26-8 津合同庁舎 4 階
自衛隊三重地方協力本部 伊勢地域事務所 電話 0596-23-3880	伊勢市神久 2 丁目 1-58 角屋ビル 2 階
自衛隊三重地方協力本部 伊賀地域事務所 電話 0595-21-6720	伊賀市緑ヶ丘本町 1507-3 伊賀上野地方合同庁舎 2 階
自衛隊三重地方協力本部 熊野地域事務所 電話 0597-85-2214	熊野市井戸町 802-13

## (2) 各市役所及び各町役場

## 6 その他

新型コロナウイルス感染拡大防止等により、自衛官候補生の採用試験を延期又は中止する場合があります。

**三重県告示第 615 号**

次の加入区及び区域に係る漁業災害補償法（昭和 39 年法律第 158 号）第 125 条の 6 第 1 項の規定による区域内特定養殖業者の同意は、同項に規定する要件に適合しているものと認めます。

令和 3 年 10 月 5 日

三重県知事 一見勝之

加入区の名称	区 域
特定のり 下箕田加入区	鈴鹿市漁業協同組合のうち下箕田の地区
特定のり 下御糸加入区	伊勢湾漁業協同組合のうち下御糸の地区

**公安委告示****三重県公安委員会告示第 59 号**

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 15 条の 2 第 2 項の規定による同条第 1 項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第 8 項において準用する同法第 7 条第 4 項の規定により、次のとおり告示します。

令和 3 年 10 月 5 日

三重県公安委員会委員長 種 橋 潤 治

- 1(1) 特定抗争指定暴力団等  
令和 2 年 1 月 7 日三重県公安委員会告示第 141 号 1 に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）
- (2) 変更事項  
変更前 指定の期限 令和 3 年 10 月 6 日まで  
変更後 指定の期限 令和 4 年 1 月 6 日まで
- 2(1) 特定抗争指定暴力団等  
令和 2 年 1 月 7 日三重県公安委員会告示第 141 号 2 に係る特定抗争指定暴力団等（神戸山口組）
- (2) 変更事項  
変更前 指定の期限 令和 3 年 10 月 6 日まで  
変更後 指定の期限 令和 4 年 1 月 6 日まで

**公 告**

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 48 条第 9 項において準用する同法第 10 条第 1 項の規定により、土地改良事業（中村土地改良区維持管理事業）の計画変更を令和 3 年 9 月 27 日認可しました。

なお、変更認可に不服がある者は、三重県を被告として、変更認可があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に認可処分の取消しの訴えを提起することができます。

令和 3 年 10 月 5 日

三重県知事 一見勝之

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 88 条第 1 項の規定により、県営ため池等整備事業両ヶ池地区の計画を変更しましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この変更計画については、土地改良法第 88 条第 6 項において準用する同法第 87 条第 6 項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に三重県知事に審査請求をすることができます。また、この計画の変更が定められたことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、三重県を被告として（訴訟におい

て三重県を代表する者は三重県知事となります。）、この計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができます。

ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、この計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができます（なお、上記の期間が経過する前であっても、この計画が変更された日（審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、この計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

令和 3 年 10 月 5 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 縦覧に供すべき書類の名称  
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間  
令和 3 年 10 月 6 日から同年 11 月 2 日まで
- 3 縦覧の場所  
いなべ市役所農林商工部農林課（いなべ市北勢町阿下喜 31 番地）

---

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所長から通知がありました。

令和 3 年 10 月 5 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類  
公共測量（航空レーザ測量及び 3 級水準測量）
- 2 作業期間  
令和 3 年 9 月 15 日から令和 4 年 2 月 28 日まで
- 3 作業地域  
津市の一部、四日市市の一部、伊勢市の一部、松阪市の一部、鈴鹿市の一部、多気郡多気町の一部及び度会郡玉城町の一部

---

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県知事から通知がありました。

令和 3 年 10 月 5 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類  
公共測量（航空レーザ測量）
- 2 作業期間  
令和 3 年 9 月 1 日から令和 4 年 3 月 4 日まで
- 3 作業地域  
度会郡大紀町滝原、同町阿曾、同町永会、同町崎、同町錦、同町大内山、同郡南伊勢町棚橋竈、同町古和浦、同町村山、同町伊勢地及び同町河内

---

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、国土交通省近畿地方整備局木津川上流河川事務所長から通知がありました。

令和 3 年 10 月 5 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類  
公共測量（航空レーザ測深）
- 2 作業期間  
令和 3 年 8 月 28 日から令和 4 年 2 月 28 日まで
- 3 作業地域  
名張市の一部

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和 3 年 10 月 5 日

三重県知事 一 見 勝 之

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
令和 3 年 9 月 22 日	多気郡明和町大字佐田字有町 2411	多気郡明和町大字有爾中 1330-1 有限会社飛来不動産 代表取締役 平 井 弘 子
令和 3 年 9 月 22 日	三重郡朝日町大字縄生字里東 850-4 ほか 4 筆	桑名市大字上野 125 加 藤 一 三

**特定調達公告**

次のとおり随意契約の相手方を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 12 条の規定により公告します。

令和 3 年 10 月 5 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 物品等の名称及び数量 パルスオキシメータ 4,000 個
- 2 担 当 部 局 三重県津市広明町 13 番地  
入院・療養調整プロジェクトチーム
- 3 契約の相手方を決定した日 令和 3 年 8 月 23 日
- 4 契 約 の 相 手 方 三重県津市栗真中山町大縄手 196  
株式会社八神製作所津営業所 所長 村瀬 大志
- 5 契 約 金 額 110,000,000 円（うち消費税及び地方消費税 10,000,000 円）
- 6 決 定 手 続 随意契約
- 7 随 意 契 約 の 理 由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 11 条第 1 項（地方自治法施行令（平成 7 年政令第 372 号）第 167 条の 2 第 1 項第 5 号）に該当

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 12 条の規定により公告します。

令和 3 年 10 月 5 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 物品等の名称及び数量 三重県地方卸売市場排水機除塵機設置
- 2 担 当 部 局 津市広明町 13 番地  
三重県農林水産部農産物安全・流通課
- 3 落 札 者 決 定 日 令和 3 年 9 月 14 日
- 4 落 札 者 奈良県大和郡山市丹後庄町 300  
株式会社丸島アクアシステム奈良工場 取締役 前田 雄司
- 5 落 札 金 額 入札価格 43,000,000 円  
契約金額 47,300,000 円
- 6 決 定 手 続 一般競争入札
- 7 入 札 公 告 日 令和 3 年 7 月 30 日



---

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地  
三重県総務部法務・文書課  
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>

---